

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表産業技術研究所長の項第5号中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)